

2020（令和2）年度：重点的な取り組み

1. 2019（令和元）年度活動評価

今日の地域における相互扶助や家族・血縁関係による助け合い機能の一層の低下と少子高齢化による人口減少と担い手不足は、地域社会が共同体として果たすべき機能を脆弱化させ、私たちの生活の不安をより一層強くしています。また、これまでの家族機能の一部を補ってきた社会保障制度の限界も明らかになっていきます。国は2016（平成28）年に「ニッポン一億総活躍プラン」の中で「地域共生社会の実現」という新たな目標を掲げ、社会保障の在り方、地域社会の在り方など、現在様々な制度改革が進められています。しかし、この目標達成のためには、全国画一的な取り組みではなく、自治体ごとの地域特性に応じた創意工夫により進められるべきものとされています。中野区においては、区民の身近な生活圏域での総合相談的機能を持つ「すこやか福祉センター」がすでに設置されており、なおかつ2017（平成29）年度からは区民活動センターの単位で、あらゆる区民からの相談に応じ、必要な社会資源の開発を目的とした「アウトリーチチーム」を配置しています。他地区にないこれらの行政側の仕組みを今後の推進の利点と考え、区民が進める地域活動や、NPO活動や区内社会福祉法人などの様々な担い手を広げるとともに、それらの方々と連携・協働し、官民一体となった地域福祉の推進がより求められています。中野社協としてもその一員としての役割を担い、中野区や関係機関とより連携を密にして取り組む必要があります。

中野社協では、「第3次中野区民地域活動計画（以下：「いきいきプラン」）」を策定し、2019（令和元）年度は「第2期実施計画（2019～2023）」の初年度でした。「いきいきプラン」の基本目標である「社会的孤立を生まない人と人がつながる地域づくり」は「地域共生社会の実現」と同意義な理念を持つものと考えています。初年度の取り組みを進める中で、特に2019（令和元）年度は、社会的孤立に起因する課題の一つである「中高年ひきこもり」を喫緊の課題として考え、地域の中に当事者・家族が社会参加できるシステムづくりを目標に、講演会をきっかけとして、区民の協力者を募り今後の取り組みの土台を創ることができました。また、8月には「中野区内社会福祉法人等連絡会」を設立し、区内福祉施設・事業所が地域公益活動を進めていくスタートを切ることができました。これからも「制度のはざま」にある地域課題を潜在化させ、その課題解決に取り組む区民を支援し、区民、関係機関・団体が協働する「場」を中野社協として創っていきます。

このような取り組みを進めるためにも中野社協の経営基盤の強化が必要となっています。2018（平成30）年度策定した「経営改善計画 2019～2023」においては、「フェンドレイジング」の手法による財源確保が提案されていました。2019（令和元）年度は、「子どもに辞書を贈ろうプロジェクト」を職員で立ち上げ、目標額を達成することができました。今後もこの手法を活用しながら社協として必要な取り組みについては財源確保を図っていきます。

中野社協は、2004（平成16）年度より、常勤職員を各地区の担当に任命し地域住民にとって身近な地域活動の相談窓口として「地域担当制」を継続しています。今後もその継続と強化に努めるとともに、中野区の「アウトリーチチーム」をはじめとする関係機関、地域福祉活動を行う区民や様々な立場の方々と連携・協力をして地域課題の解決に向けた取り組みを進めていきます。

2. 2020（令和2）年度 重点的な取り組み

（1）地域拠点づくりの実践～2地域に拠点を区民、関係機関と協働で創る～

第2期実施計画の重点目標である「①参加するほど楽しくなるまちNAKANNO」、「②多ジャンル共生でつくるまちNAKANNO」の実現を図る取り組みの一つとして、関係機関と協力して「相談窓口の設置」を行い、区民とともに支えあい活動を推進することとしていました。その後いきいきプラン推進委員会において「相談窓口」をより発展的にとらえ、「拠点」として機能させることが議論となりました。

「拠点」とは、「相談できる場」、「協議のできる（情報共有・発信の）場」でもあり、同時に「居場所（ほっとできる場）」、「新たな人材発掘の場」など様々な機能を持つ「場」として想定され、地域特性やかかわる区民・関係機関により多種多様なあり様が考えられます。

将来的には区内に拠点づくりを全地区で展開することを目標としますが、2020年度は、「桃園地域」、「鷲宮地域」の2か所を重点地区として「拠点づくり」を地域住民、関係機関とともに取り組むこととします。この進捗状況については、「いきいきプラン推進委員会」において評価・分析を行い、その実践内容について共有し、今後の拠点づくりの参考とします。中野社協では、これまでの地域担当業務での知識・経験、関係機関・団体とのネットワークを活用し、「拠点づくり」に地域住民、関係機関・団体とともに取り組みます。

（2）生きづらさを抱えた人への支援と関係機関との連携強化

福祉何でも相談窓口の開設から6年目となり、「中高年のひきこもり」や「ゴミ屋敷」、「高齢者の住まいの問題」、「高齢者虐待」等の様々な相談が寄せられています。特に「中高年のひきこもり」については、川崎市や練馬区等での「ひきこもり」に関する事件があり、喫緊の地域課題と認識されています。中野社協では、2017年度よりひきこもり当事者の居場所「カタルーベの会」を区民とともに立ち上げ、その活動の中でひきこもり当事者の親の会「中野わの会」が生まれるなど積極的に区民とともに取り組んできました。「ひきこもり」に代表されるように、地域から孤立し「生きづらさを抱えた人」は地域に多く存在しています。この課題解決のためには、当事者、家族が地域の中で理解され、さまざまにつながり、支えあう関係をつくっていくことが必要です。

2020年度は、「ひきこもり」の当事者・家族をはじめとする「生きづらさを抱えた人」への支援を、より具体的に進めていくために、専門機関・関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、区民にこの課題についての周知、理解を進め、当事者一人一人を支援する関係づくりを進めます。

（3）経営基盤・組織運営体制の強化

いきいきプラン第2期実施計画を遂行するために経営基盤の確立と、組織の持続可能な発展を目指すことを目的として「経営改善計画2019～2023」を2018年度に策定しましたが、2019年度は特に「広報戦略」、「ファンドレイジング（資金調達）」において、職員のプロジェクトチームを編成し、広報戦略の具体化、ファンドレイジングの実践（中野の子どもに辞書を贈ろうプロジェクト）を行いました。

2020年度は、これらの取り組みをブラッシュアップさせるとともに、広報戦略では、区民への地域福祉活動に対する理解と共感を広げるためにホームページのリニューアルや新たな広報媒体の開

発に努めます。また、ファンドレイジングにおいては、その企画を継続し、その手法を組織内で定着化させるとともに、今後の財政基盤の強化のため、「遺贈」の窓口の可能性について研究を進めます。

3. 2020（令和2）年度 主な取り組み

（1）大規模災害時の社協の役割を明確化しその備えを行う

予測される大震災等や台風などの災害に備えて、社協の果たすべき役割を認識し、中野区をはじめとする関係機関・団体との協議を進めるとともに、それに備えた訓練の実施を行います。特に災害ボランティアセンターの運営については、中野区との具体的な協議と NPO 団体との連携が必須です。2020年度は協議、連携づくりを積極的に行い、共同の研究や訓練の実施を行います。

（2）助成制度及び団体支援のあり方について見直しを進める

中野社協で実施している区内の地域福祉活動を推進している団体への助成制度は、多くが歳末たすけあい募金の財源を活用しています。しかし、近年募金額が減少しており、現在の助成の仕組みそのものの維持が将来的に難しくなることが予想されます。2020年度は、助成金による支援を含めた中野社協の地域福祉活動団体への支援のあり方を評価・分析し、新たな団体支援の方策について提言をまとめ、新たな助成制度や取り組みに反映させます。

（3）学習支援・子ども食堂など「子どもの貧困」課題に対する活動への支援・連携強化を図る

子どもの貧困課題に取り組む学習支援団体、子ども食堂実施団体は中野社協が把握するだけで30団体近くに広がってきています。ゆるやかなネットワーク組織である「こどもほっとネット in なかの」の活動支援をとおして、活動上の課題の共有、今後の活動に向けて提案など活動の活性化を促すとともに、子どもの貧困課題に対する区民への理解を深めるための取り組みを継続していきます。

（4）区民同士の支えあい活動の活動者層を広げる

中野社協では、ほほえみサービス事業、高齢者困りごと支援事業、ファミリー・サポート事業など、区民同士の支えあいのサービスを行っています。

2020年度は、ほほえみサービスにおいては、家事・介護援助サービスの一本化の実施が始まり、料金体系が分かりやすくなったことを区民に周知・PRすることで、新たな利用会員・協力会員の獲得を目指します。また、高齢者困りごと支援事業では、2018年度に試行した団体登録の仕組みを本格実施し、企業等に呼びかけ勤労者層のサポーターの獲得を目指します。

ファミリー・サポート事業については、安心・安全な活動のための研修体制の充実を図ります。

（5）地域福祉権利擁護事業の充実と成年後見制度利用促進のための取り組みをすすめる

2020年度中に中野区が策定予定の「成年後見制度利用促進計画」について、関係機関と協議を行うとともに、成年後見支援センターの専門相談（弁護士による相談）日を増やすなど相談体制の充実を図ります。また、市民後見人養成講座を実施するとともに、出張説明会により地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度への区民の理解促進を図ります。

(6) 生活に困窮している世帯への食糧支援の強化を行う

中野社協をとおして食糧支援を行う「セカンドハーベスト・ジャパン」への紹介件数は年々増えていきます。安定的な供給を実現するために、「事業連携」を進め、生活に困窮している人への支援を強化します。

(7) 広報活動の充実等により中野社協の活動を周知し地域活動参加者層を広げる

ホームページやSNSなどを活用したボランティア情報や地域の居場所情報、社会資源情報等の情報発信を強化するなど広報活動を充実させるとともに、中野社協の取り組みを周知するとともに、地域活動への参加者層を広げます。

(8) 区内社会福祉法人との連携強化をすすめる

2019年8月に設立された中野区内社会福祉法人等連絡会への支援をとおして、事業所・施設間の連携を強化し、地域公益活動の実施を行います。

(9) 職員の資質向上とスキルアップを図る

いきいきプランの取り組み等を進めるためには、これまで以上の職員の資質向上、スキルアップが求められます。いきいきプランの進捗状況を事務局内で共有するとともに、事務局職員の研修体系の整備を行い、専門性を高めるために計画的な実施をすすめます。

2 事業別計画

1. 社会福祉事業

(1) 法人運営事業

①法人運営

ア. 理事会・評議員会（理事 14 名、評議員 21 名）

今年度は、「いきいきプラン～第3次中野区民地域福祉活動計画～」の第2期実施計画の拠点づくりを2地域で実践していきます。理事会・評議員会で状況報告を行いながら、一体的に進めていきます。「経営改善計画（2019年度～2023年度）」では、ファンドレイジングの取り組みを理事会で検討しながら、実践を積み上げていきます。本会の意思決定、議決機関としての役割を担う、理事会・評議員会での議論を活発に行い地域福祉の推進を図ります。

イ. 社協会員

昨年度は、全戸配布の広報紙「ハピネスなかの」に振込用紙を刷り込み、社協の広報とともに会員加入の呼びかけを行いました。前年度の新規会員の約50%が振込用紙による加入でした。普通会员は、会員の高齢化が進み、毎年減少傾向にありますが、広報紙によるアプローチで、新たな層の会員獲得につながりました。近年、事務局扱いの会員へのアプローチの強化を行い、団体会員及び特別会員が微増しています。今後も、普通会员については広報紙も含めた幅広い層へのアプローチを行い、団体会員、特別会員など企業や団体の会員数の増加に向けた取り組みを継続していきます。

会員数の推移

| 年 度 | 2018 | 2019（見込み） | 2020（計画） |
|----------------------------|---------|-----------|----------|
| 普通会员 （個人、商店、グループ） | 2,747人 | 2,688人 | 2,650人 |
| 団体会員 （町会、社会福祉法人、老人クラブ等） | 215団体 | 221団体 | 220団体 |
| 特別会員 （個人、企業等） | 121人・団体 | 122人・団体 | 125人・団体 |

ウ. 人材育成及び研修の充実

昨年度は、「中野社協人材育成基本方針」に基づき、研修体系と研修台帳の整備を行いました。今年度は新たな研修要綱を基本方針に合わせ、新たな研修体系と研修台帳を基に、人材育成を進めていきます。地域担当・CSW（コミュニティソーシャルワーカー）としてのスキルは、地域担当者全体会での実践の共有、拡大事例検討会での研修など、OJT（業務上における指導）及びOff-JT（研修）で積み上げていき、スキルアップを図ります。

エ. 危機管理（大規模災害時の対応）

大規模災害時における事業継続計画に基づき、中野区社会福祉会館の指定管理者として必要な調整を行います。また、中野区との災害支援協定に基づく災害時のボランティア活動について、実

際の行動につなげていくために、区及び関係機関との協議を進めます。今年度は、BCP 訓練の一環として、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を予定しています。

オ. 苦情対応

本会の事業に対する苦情は、職員が責任を持って速やかな解決を図り、再発防止に努めます。事例によっては苦情解決委員会に諮って的確に解決に努め、事業活動の質の向上に努めます。

②企画・広報等

ア. 「いきいきプラン～第3次中野区民地域福祉活動計画～」の第2期実施計画の実施

昨年度1年間かけて、「地域の拠点づくり」について、いきいきプラン推進委員会で検討しました。地域の課題を住民、関係機関、行政とともに解決するために、ネットワークの拠点として、様々な人や団体がつながる場を作ることを目指します。今年度は、桃園地域と鷲宮地域を重点地域として拠点づくりを進めていきます。第2期実施計画の進行管理及び拠点づくりの進捗状況については、引き続き「いきいきプラン推進委員会」で行います。

イ. 具体的な広報戦略の展開

会員増強と合わせ、社協の理解及び地域福祉の推進を図るため「経営改善計画(2019年度～2023年度)」に基づき、戦略的な広報活動を展開します。広報活動では、スマイルなかの(社会福祉会館)の自由通路にモニターを設置し、パワーポイントで作成した中野区社会福祉協議会の事業紹介を随時みられるようにします。中野社協のホームページも地域活動や地域の社会資源を情報ページとしてまとめ、区民の皆さんが活用しやすいようにリニューアルをする予定です。

ウ. 顕彰

今年度も地域福祉に携わる区民、社会福祉従事者等を対象とした方への顕彰を行い、長年の地道な活動と功績をたたえ、今後の活動の活性化と顕彰式を通じて地域の活動を区民に発信していきます。

③関係機関との連絡調整

ア. 民生児童委員協議会との連携

地域福祉の推進のパートナーである民生児童委員と協力連携し、課題を抱える区民の支援を行います。特に地域担当職員は民生児童委員が抱える課題に寄り添い、福祉何でも相談担当との訪問支援、社協の既存のサービスでの柔軟な対応につなげます。昨年度は3年に1回の一斉改選となり、新任の方も含め全民生児童委員に社協事業の活用ブックを作成し配布しました。社会的な孤立を生まない人と人がつながる地域づくりを目指し、引き続き民生児童委員協議会で社協事業の周知を行い、支援が必要な区民を社協の相談につなげていただき、課題解決を図るとともに地域福祉の推進を行っていきます。

イ. 区内社会福祉法人との連携

昨年度はこれまでの情報交換会での検討を踏まえ、地域における公益的な取り組みを推進するため、中野区内等社会福祉法人連絡会を設立しました。設立1年目として、フードドライブと区内社会福祉法人等連絡会の周知を兼ねて、「ウェルフェアマルシェ in なかの」を実施しました。

今年度は、区内社会福祉法人及び事業所同士の連携を強化するため、災害や人材育成、地域の

課題解決など様々なテーマでの情報交換会を実施し、一緒に考え行動することを目的とした取り組みを進めます。

ウ. 中野区介護サービス事業所連絡会の運営支援

区民へのサービスの質の向上を目指して設立された連絡会の事務局として会の運営の支援を行います。事業所連絡会を通じて、中野の地域課題や福祉の動向を情報発信し、事業所同士の協力連携を進めていくとともに、深刻な福祉人材の不足に対する介護の魅力発信や人材の確保に向けた取り組みについても事業所連絡会を通じて取り組んでいきます。

④会計・財務

資産管理運用要綱に従い、福祉基金、ボランティア基金の安全かつ効果的な運用を図ります。「経営改善計画（2019年度～2023年度）」の策定に基づき、自主財源の確保、特に寄付金の増強の検討を進めていきます。遺贈のパフレットの作成に向け、税理士等の専門職のアドバイスや情報収集を進めていきます。地域の課題に取り組むための体制づくりとともに財政基盤の強化に努めます。そのうえで、業務遂行上必要な取り組みに関する経費については理事会、評議員会の議決により、福祉基金、ボランティア基金を計画的、効果的に投入し、中野の地域福祉の質の向上を図ります。

（２）地域福祉事業

①福祉何でも相談

ひきこもり等の生きづらさを抱える方の理解者を増やすため、地域活動担い手養成講座で住民が当事者に伴走する支援、「静岡方式」をテーマに実施しました。講座を通じて区民や関係機関とともに当事者が孤立することなく地域の中で、その人にあった活躍ができる地域づくり（仮：ナカーノ・ナカーマのシステム）を目指し取り組みを進めていきます。また、引き続き福祉何でも相談活動報告書の作成を通じて、事例の見える化と課題解決のプロセスを民生児童委員や関係機関とともに共有することで連携の強化を図ります。福祉何でも相談担当及び地域担当が、既存の制度や公的なサービスの対象となっていない社会的に孤立している区民への訪問・面談を通じて本人や家族に寄り添いながら、福祉サービスにつなげるとともに、地域とのつながりづくりや新たな地域資源の開拓を地域とともに取り組みます。

<主な取り組み>

- ◇ ひきこもり等生きづらさを抱える方の理解者を増やし、当事者が安心して生活し活躍できる地域づくりに向け、区民や関係機関とともに取り組みを行います。
- ◇ 地域での見守り、助けあいのしくみづくりをすすめることを目的に、民生児童委員等、地域の活動者と講座や事例検討を行いながら、地域の福祉課題を共有します。
- ◇ 社協の各種事業から抽出される地域課題と合わせ、総合相談機能の充実を図り、地域資源の開発に積極的に取り組みます。

<参考> 新規相談件数 (件)

| 年度 | 2017 | 2018 | 2019 (見込み) |
|----------|------|------|---------------|
| 新規相談件数 | 120 | 125 | 170 |
| 相談及び支援件数 | 電話 | 660 | 1,160 |
| | 来所 | 140 | 150 |
| | 訪問 | 130 | 190 |

<参考> 2019年度(2月末) 新規相談内容 314件 (件) 複数回答有

| 内容 | 件数 |
|----------------|----|
| ① 収入や生活費について | 23 |
| ② ローンや債務について | 5 |
| ③ 食べるものがない | 1 |
| ④ 仕事探しや就職について | 16 |
| ⑤ 家賃の支払いについて | 2 |
| ⑥ 住まいについて | 30 |
| ⑦ ゴミ屋敷について | 10 |
| ⑧ 病気・健康・障害について | 41 |

| 内容 | 件数 |
|-----------------|----|
| ⑨ 福祉サービスについて | 42 |
| ⑩ 地域の社会資源について | 53 |
| ⑪ 地域との関係について | 12 |
| ⑫ ひきこもり・不登校について | 26 |
| ⑬ 家族との関係について | 23 |
| ⑭ DV・虐待について | 5 |
| ⑮ 子育てについて | 2 |
| ⑯ その他 | 23 |

<参考>カタルーベの会(ひきこもり当事者・家族の居場所)

参加者人数 (人)

| 年度 | 2018 | 2019 |
|---------|------|------|
| 参加者(延べ) | 114 | 144 |

②高齢者困りごと支援事業(中野区補助事業)

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に対し、日常生活上のちょっとした困りごとを区民の協力により支援し、支えあい・助けあいの地域づくりを目指します。

また、中野区内の社会福祉法人が団体登録し活動が始まっています。引き続き、中野区内社会福祉法人連絡等への周知と合わせて企業等と地域を結ぶ取り組みを行います。

<主な取り組み>

- ◇ 社会福祉法人や企業へ積極的に周知し団体登録を進め、地域貢献ができるよう支援します。
- ◇ 複雑かつ多くの課題を抱える高齢者については、福祉何でも相談や地域担当、関係機関との連携により課題解決に向けて、取り組みます。
- ◇ 必要な高齢者が利用に繋げるために、関係機関を通じて事業周知を行います。
- ◇ 定年退職後の男性が気軽にボランティア活動に参加できる仕組みとして、周知を行います。

高齢者困りごと支援事業実績推移

| 年 度 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 (見込み) | 2020 (計画) |
|-------------|-------|-------|-------|---------------|--------------|
| 相談・問合せ数 (件) | 1,267 | 2,011 | 2,295 | 2,290 | 2,300 |
| 活動数 (件) | 239 | 214 | 191 | 230 | 210 |
| サポーター登録数(人) | 88 | 106 | 132 | 140 | 160 |
| 職員同行訪問 (件) | 48 | 40 | 49 | 20 | 15 |

③地域の居場所づくり

まちなかサロンは、気軽に集い交流を通して、住民同士の見守りや仲間づくり、支え合う関係づくりの場として、コミュニティの機能の一翼を担っています。まちなかサロンをはじめとした地域の居場所づくりを通して、身近な地域で、障害の有無や年齢に関係なく、様々な立場・世代の人が気軽に集い交流できることで、社会的な孤立を防ぐことを目指します。

地域の居場所情報一覧の情報をもとに、すこやか圏域での居場所情報交換会を行い、地域で居場所づくりの活動を行っている団体同士のネットワークをつくる動きも出てきており、地域の居場所づくりは活性化しています。

福祉何でも相談、地域担当への相談からみえる地域の福祉課題（ひきこもり、社会的孤立、生活困窮等）の解決に向けた社会資源づくりにも取り組んでいきます。

<主な取り組み>

- ◇ すこやか圏域で、居場所運営上の課題（サロンへの送迎、またその人材育成およびコーディネート等）や意義を共有することで、居場所の果たす社会的役割を認識できる場とし、居場所のネットワークづくりを進めます。
- ◇ 福祉何でも相談と連携し福祉課題解決型サロンの創設等の社会資源づくりを行います。
- ◇ 助成金（介護予防に資する住民主体活動促進のための活動助成）の活用を通して、新たな居場所づくりの創設および活動促進をすすめます。
- ◇ 居場所の情報をホームページに掲載し、検索機能をつけ、自分に合った居場所の情報収集をやすくし、参加を促進します。

まちなかサロン活動数推移

| 年度 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019(見込み) | 2020(計画) |
|--------------|--------|--------|--------|-----------|----------|
| まちなかサロン(箇所数) | 38 | 40 | 42 | 42 | 45 |
| 延べ参加者(人) | 12,601 | 12,965 | 13,485 | 14,000 | 14,500 |

地域の居場所情報一覧掲載団体数推移

| 年度 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020(計画) |
|-------|------|------|------|------|----------|
| 掲載団体数 | 269 | 341 | 378 | 406 | 420 |

④ほほえみサービス事業（中野区補助事業）

ほほえみサービス事業では、利用会員のうち高齢者世帯が8割を占め、公的サービスだけでは充足できない多様なニーズへの柔軟な対応を必要とする世帯が増加しています。相談内容では家事援助サービスと見守りなどの介護援助サービスの内容が混在するニーズが多く、家事、介護のどちらかに分けることが難しい活動が増えています。

一方、協力会員数は60才以上が8割を占めています。多様で複雑化する相談に対し、柔軟に対応していくためには、幅広い世代の区民参加と、活動者の増加を図ることが喫緊の課題です。

地域の支えあい活動の輪を広げていくために、現状の家事・介護の活動項目の変更とそれに伴い料金の一本化を行い、わかりやすく参加しやすい事業を目指していきます。

<主な取り組み>

- ◇より多くの区民の参加、利用しやすい事業を目指し、家事援助サービスと介護援助サービスの活動項目を無くし、料金の一本化を行います。（令和2年10月1日実施）
- ◇協力会員説明会を年12回実施します。また、地域活動に関心がある地域活動担い手養成講座受講生に対し、協力会員の登録を積極的に働きかけ、会員の増加につなげます。
- ◇ホームページ・SNS等を活用し、幅広い世代へ積極的に広報を行います。
- ◇協力会員研修会を年25回実施し、協力会員のスキルアップと安全な活動の実施を目指します。
- ◇ほほえみサービス事業から見えてくる地域課題を分析し、柔軟なサービス内容の開発や、課題解決に取り組みます。
- ◇あんしんサポートと連携した事業として、高齢になって頼れる親族がない場合でも、安心して地域で暮らしていけるよう、日常的な家事・介護のニーズに柔軟に対応します。

会員数及び活動実績の推移

| 年 度 | 2017 | 2018 | 2019 (見込み) | 2020 (計画) |
|----------|--------|--------|---------------|--------------|
| 協力会員（人） | 292 | 289 | 280 | 300 |
| 利用会員（世帯） | 676 | 683 | 685 | 690 |
| 賛助会員（口数） | 135 | 146 | 120 | 120 |
| 提供時間（時間） | 22,933 | 22,972 | 22,600 | 22,600 |
| 提供件数（件） | 15,016 | 15,304 | 15,000 | 15,300 |

⑤高齢者生活支援サービス担い手養成講座（中野区受託事業）

介護予防・日常生活支援総合事業の住民ボランティア等が提供する訪問活動事業・地域の自主活動団体等による通所事業等で活動する担い手の養成を目的に2016（平成28）年度から、中野区の委託を受け実施しています。高齢者の生活支援に関心があり、地域での支援活動を希望する区民を対象に、全12科目からなる高齢者生活支援サービス担い手養成講座を2回実施します。昨年度は延べ人数520名が参加しました。

<主な取り組み>

- ◇地域の多様な場で活躍できるよう、住民主体サービス、中野区認定ヘルパーをはじめ、ほほえみサービス、高齢者困りごと支援など、生活支援サービスの情報提供を行います。
- ◇通院付き添い、車いす介助などの外出支援ができる担い手の養成として、若い世代や男性を中心に継続して担い手の確保に取り組みます。
- ◇講義形式の講座の他、体験型の講座を実施し、より実践に役立つ内容とします。

〈参考〉2019年度 高齢者生活支援サービス担い手養成講座【前期・後期…計24講座】

| | |
|-------------------------|------------------------------|
| ①介護保険制度を学ぶ | ⑦備えあれば憂いなし～地域活動におけるリスクを読み取る～ |
| ②中野区における地域包括ケアシステムを学ぶ | ⑧対人関係の極意を学ぶ～人間関係力のアップを目指そう～ |
| ③地域における支えあい活動の意義を理解する | ⑨高齢者のからだと病気 |
| ④精神疾患を理解する | ⑩外出支援技術を学ぶ |
| ⑤認知症を理解する(認知症サポーター養成講座) | ⑪住民主体活動を理解する |
| ⑥高齢者の権利擁護を学ぶ | ⑫救急法を学ぶ |

⑥中野区犯罪被害者等緊急生活支援サポート事業（中野区受託事業）

犯罪による被害者やその家族を対象に、家事や保育等の支援を区からの要請に基づき実施します。犯罪被害者及び家族から家事や保育等のサービス提供の相談があった時には、被害に遭われた方の気持ちに寄り添い、対応できるよう緊急生活支援協力員の研修を3回実施します。

（3）ボランティア活動推進事業

①ボランティアセンターの運営

個人や福祉施設、ボランティアグループの身近なボランティア・地域活動から、NPO や商店街・企業の地域における公益的な取組みまで、さまざまな形で広がる活動の支援と、住民一人ひとりのニーズにあったきめ細やかなボランティア相談に対応し、中野区内の地域のボランティア活動推進に取り組みます。

ア. ボランティア相談

区民ボランティア相談員と、職員が協働してボランティアコーディネートを行うことにより、住民目線と専門性を併せたコーディネートを両立させます。また、ボランティア活動を促進する新たな取り組みや、制度の狭間にあるニーズに対応するための協働を積極的に行います。

また、中野ボランティアセンターの登録ボランティアのみでの対応が難しい依頼に対しては、大学のボランティアサークルや友愛クラブ等の地域資源を活用したコーディネートを行い、ニーズの充足とともに、新たな担い手の掘り起こしを行います。

<主な取り組み>

- ◇ 地域活動担い手養成講座と連動させたボランティアコーディネート講座を実施し、住民が地域活動でいかすことができるボランティアコーディネート力を高めます。
- ◇ 地域資源を活用したボランティアコーディネートを行い、地域の新たなボランティア活動者の掘り起こしを行います。
- ◇ 切手整理や手芸ボランティアなどの活動を福祉施設等へ出張して行い、ボランティアのステップアップおよび活動の場の創出に取り組みます。

イ. 情報の提供・発信

情報発信・収集にインターネットの活用機会が増えています。インターネットをメインに興味・関心のある地域情報を含めたボランティア情報を適宜提供していきます。情報発信を通じて、ボランティア活動・地域活動への理解、参加のきっかけづくりを促進します。

<主な取り組み>

- ◇ ボランティア情報紙「そよかぜ」は年4回発行とし、活動者のインタビューなどを掲載し、区民がボランティア活動に関心を持てる紙面とします。更新頻度の高いボランティア、イベント情報はホームページに掲載し、随時区民が情報を得られるようにしていきます。
- ◇ ホームページ、フェイスブックも活用した多様な情報提供ツールを活用し、区民にボランティア・地域活動に参加するきっかけづくりを発信します。
- ◇ 「ボランティアができる福祉施設一覧」を発行し、地域活動希望者への情報提供および活動内容の把握を行います。情報はホームページで閲覧および検索ができるよう準備を進めます。

ウ. ボランティア活動の普及・啓発

区民に地域の福祉課題を知ってもらい、地域で解決する方法をともに考え、区民の地域活動やボランティア活動への参加につなげます。

<主な取り組み>

- ◇ オリンピック・パラリンピックに向けた機運上昇に合わせ、区内学校、関係機関へ障害者理解や福祉教育の支援のためのチラシやホームページを作成し、障害者団体のネットワークを活用・連携して福祉教育やボランティア活動の普及をすすめます。
- ◇ 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を中野区と連携し実施します。
- ◇ 社会福祉協議会で取り組む事業の協力者に対して災害ボランティアに関する理解や知識を深めるプログラムを実施し、災害ボランティアセンター協力員を養成します。
- ◇ 東松島市社協との「災害時等における相互支援活動に関する協定書」に基づき、平0時からできる区民同士の交流を通して、区民への災害支援・防災意識への啓発活動をすすめます。

エ. 団体活動支援・ネットワークづくり

区内で活動する各分野のボランティア・NPO団体及び様々な分野で活動する団体間の情報を共有する機会をつくり、地域の福祉課題の共通認識、相互理解、学習の場を展開することにより共催事業や協働のきっかけづくりを行います。

<主な取り組み>

- ◇ 障害者団体の活動活性化のための自主財源の確保と団体同士の交流の場として、自主生産品販売会を実施します。
- ◇ 区内のボランティアグループ・団体と地域にある課題を共有し、その課題解決に向けて共催事業を実施します。
- ◇ 学習支援や子ども食堂に取り組むボランティアグループ等のネットワーク「こどもほっとネット in なかの」を事務局として支援します。ネットワークとして、地域に向けて子どもの貧困等の課題を発信し、情報を必要な方へ届ける役割を担うことができるように支援を行います。

オ. 地域活動担い手養成講座の開催

幅広い世代がボランティア・地域活動に関心を持ち、担い手になることを目的に年間通じて多様な内容の講座を開催します。

<主な取り組み>

- ◇ 多様な学習の機会を区民に提供し、地域の福祉課題に共感し、活動の担い手として参加する人を増やします。
- ◇ それぞれの講座で受講後に、学んだことを生かしてできる活動を具体的に提案します。必要な方へは、適宜フォローし、地域活動参加の支援や継続的な活動につなげます。

②避難者の寄り添い支援事業（東京都社会福祉協議会補助事業）

東日本大震災による区内避難者の支援をサロンや個別訪問を通じて実施します。避難生活の長期化により、生活上の課題を抱える避難者が増えてきていることから、一人ひとりの生活ニーズにきめ細かに対応する個別訪問を継続し、課題解決ができるよう支援します。

<主な取り組み>

- ◇ 広報紙を作成し、避難者への必要な情報提供を行うとともに、関係機関、事業協力関係者とネットワーク会議で定期的に連携をとりながら、避難者が中野で安心して暮らせるように支援します。
- ◇ 避難者サロンの地域での自主的な運営への移行を、具体的にスタッフ・参加者とともに検討していきます。

（４）生活困窮者自立支援事業（小学生学習支援事業：中野区受託事業）

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業（事業名「しいの木塾」）を2015（平成27）年度から中野区から受託し実施しています。法の主旨に基づき、対象者に学習の仕方をつけ、学習習慣を定着させることを目指すと同時に、地域の大人が関わり学習支援を通じて、地域とのつながりを持ち、社会的孤立にならない地域づくりを目的に行います。

【対象者】生活保護受給世帯または就学援助認定世帯の小学校6年生

【実施場所】区内福祉施設及び大学等 5か所

<参考> 参加児童数の推移

| 年度 | 2017 | 2018 | 2019 |
|----------|------|------|------|
| 参加児童数(人) | 51 | 44 | 45 |

<主な取り組み>

- ◇ 保護者との連絡、面談を行うことで、一人ひとりの子どもにあった学習支援につなげていきます。また、生活状況を踏まえて、必要な福祉サービス等の情報提供を行います。
- ◇ 地域の団体等の協力を得て、参加者向けのイベントを実施し、参加者同士・保護者同士の交流の場を設けます。
- ◇ 教育的な観点からアドバイスを行う教育アドバイザーを新設し、地域住民であるスタッフによる学習支援が円滑にできるように支援します。

(5) 助成事業（歳末たすけあい運動募金及び赤い羽根共同募金助成事業）

地域の福祉活動や地域課題に取り組む団体の活動を支援するための助成を行います。歳末助けあい運動及び赤い羽根共同募金共に募金額の減少により助成金の原資も減少傾向にあります。今年度は、助成金も含めた団体支援のあり方についてプロジェクトチームを立ち上げ、学識経験者のアドバイスを頂きながら検討し、助成団体へのヒアリングも行いながら、助成金の基準も含めて見直します。

① 地域福祉活動助成

町会・自治会が行う地域活動の経費の一部を助成します。助成金を通じて住民同士の交流の場や様々な年代が集まり一緒に活動をする場ができています。地域の活性化につながるよう、歳末たすけあい募金を財源とした地域の取り組みを周知し町会・自治会を通じて拡げていきます。

② 福祉施設地域活動助成

福祉施設地域活動助成を通じ、施設が行う地域との交流事業を拡げています。1施設のみでの企画運営がむずかしい状況にあり、申請数が減少傾向にあります。歳末助けあい運動及び赤い羽根共同募金の助成金の活用を拡げるため、福祉施設の現状を把握しながら、効果的な取り組みへの活用を進めます。

③ 在宅福祉活動助成

在宅福祉活動を行うボランティア・NPO団体に活動経費の一部を助成し、地域の福祉活動を支援します。子どもの貧困問題に対する取り組みをする団体への助成も行います。

④ 障害者等団体助成

障害者及び生きづらさや課題を抱えた方々による団体が行う自主活動を活性化させること

により、障害者及び生きづらさや課題を抱えた方々の理解促進のための活動の経費の一部を助成します。

⑤区民団体活動助成

中野区友愛クラブ連合会、中野区保護司会、中野区ひとり親家庭福祉協議会等活動経費の一部を助成します。

⑥ボランティア・NPO立ち上げ助成

高齢者、障害者、児童など区民が安心して地域で暮らせるまちづくりを行うボランティア・NPO団体の立ち上げを支援するため、立ち上げ経費の一部を助成します。また、この助成金のPRを強化します。

⑦中野区民ふれあい運動会助成

毎年5月に開催される障害のある人ない人がともに楽しむ運動会への助成を行います。

(6) 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会受託事業）

①貸付相談

低所得の世帯、障害者世帯、要介護の高齢者がいる世帯等に対し、世帯の自立を図ることを目的に、民生児童委員の協力を得て、低利で資金貸付を行います。特に生活困窮者自立支援相談窓口「なかのくらしサポート」と綿密な連携をはかり対象者の支援を連携して行います。

新規相談件数は増加していますが、貸付件数はほぼ横ばいです。貸付に至らない理由はすでに債務があるなど返済の見込みが立たないなどです。貸付に至らない対象者は、応急援護資金や東京都生活再生相談窓口、法テラスなど連携する関係機関の支援につなげています。

大学、専門学校等の学費は、国の修学支援新制度の成立等で、低所得世帯への経済的支援制度は充実の方向にあります。教育支援資金の貸付件数は前年と同様でした。引き続き対象世帯の自立支援をめざし、他機関と連携しながら相談に対応していきます。

②償還相談

貸付の段階から、あるいは償還が始まる前から相談できる関係をつくり、民生児童委員と連携して世帯の状況把握に努めて支援を進めます。借受人（償還対象者）への電話、面接による生活状況、経済状況の把握を計画的に行い、スムーズに償還ができるよう支援します。

借受人で、経済的な課題を抱える若い世代に対し講座等を実施して、相談の機会やエンパワメントの機会を提供する取り組みを行います。

相談件数、貸付件数の推移

| 年度 | 2018 | 2019 (見込) | 2020 (計画) |
|---------------|-------|-----------|-----------|
| 新規相談件数 | 574 | 630 | 650 |
| 相談件数 (延べ件数) | 1,832 | 1,400 | 1,600 |
| 償還相談件数 (延べ件数) | 403 | 300 | 350 |
| 新規貸付決定件数 | 30 | 30 | 30 |

(7) 受験生チャレンジ支援貸付事業 (中野区受託事業)

2015 (平成27) 年度に中野区より受験生チャレンジ支援貸付事業を受託し、低所得者層の世帯へ、塾の費用や高校や大学の受験料の貸付を実施しています。生活福祉資金の教育支援資金との連携も含めた相談支援を行います。

貸付件数の推移

| 年度 | 2018 | 2019 (見込) | 2020 (計画) |
|------|------|-----------|-----------|
| 貸付件数 | 109 | 110 | 120 |

(8) 福祉サービス利用援助事業<アシストなかの(権利擁護事業)>

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の区民が、安心して自立した在宅生活を送れるように、行政・関係機関と連携し、以下の事業に取り組みます。

①地域福祉権利擁護事業 (東京都社会福祉協議会受託事業)

ア. 地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の区民に対しての福祉サービス利用支援、日常的金銭管理、書類預かりを行います。ニーズがありながらも本事業につなげていない高齢者や障害者の利用を促すために、介護事業所や障害者支援機関などへの周知を強化します。

地域福祉権利擁護事業契約者数推移 (障害別)

(人)

| 年度 | 認知症 高齢者 | 知的障害者 | 精神障害者 | その他 | 合計 |
|------------|------------|-------|-------|-----|-----|
| 2018 | 100 | 4 | 15 | 4 | 119 |
| 2019 (見込み) | 100 | 5 | 14 | 4 | 123 |
| 2020 (計画) | 105 | 6 | 15 | 4 | 130 |

イ. 緊急日常金銭管理・書類預かりサービス

行政が介入し緊急対応が必要な区民について、成年後見人が受任するまでの間、一時的に日

常金銭管理、書類預かりサービスを行います。

ウ. 苦情解決事業

公平・中立な立場で福祉サービスの苦情等について事業者や利用者間の調整することで問題解決を図ります。

②あんしんサポート事業（中野区補助事業）

身寄りのない1人暮らしの高齢者や、協力が得られる親族がいない単身高齢者を対象に、定期的な見守りや日常的な金銭管理から死後の事務手続きまで、高齢期の生活不安に対応した支援を行います。また、特に不安の声が多い入院時支援を拡大し、一人暮らし高齢者の不安に柔軟に対応します。対象となる区民に情報が届くよう、事業周知にとりくみます。

＜サービス内容＞

- ・基本サービス…定期訪問（年4回）、あんしん電話（月2回）、入院バッグお届けサービス、ほほえみサービス利用会員登録
- ・オプションサービス…手続き支援サービス、賃貸アパート居住支援サービス、入院時支援サービス、金銭管理サービス、家事援助・介護援助サービス（ほほえみサービス事業で対応）、死後の手続き支援、遺言書作成支援 など

あんしんサポート事業契約件数

| 年度 | 2018 | 2019 (見込み) | 2020 (計画) |
|-----------|------|---------------|--------------|
| 契約件数(人) | 27 | 28 | 35 |
| 新規契約件数(人) | 14 | 7 | 15 |

(9) 中野区成年後見支援事業（中野区受託事業）

区民のニーズに幅広く対応できる相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、必要な区民を適切に制度に結びつけるサポートと制度の普及をすすめていきます。

ア. 相談業務

専門相談員（弁護士）、社会福祉士の相談員が成年後見制度に関する相談に応じます。また、高齢者・障害者のための無料法律相談を月3回に増やし、法的な助言が必要な区民からの相談対応を強化します。

＜参考＞成年後見支援センター新規相談件数推移

| 年度 | 2018 | 2019 (見込み) | 2020 (計画) |
|-----------|------|---------------|--------------|
| 新規相談件数(人) | 354 | 330 | 380 |

イ. 講演会、勉強会の実施

成年後見制度を正しく理解していただくため、区民向けの講演会を開催します。また、具体的

な申立て方法を説明する成年後見制度申立講座を実施します。区民団体等からの要請による出張勉強会のほか、介護事業者や障害者支援機関等と協力し、寸劇やエンディングノートなどを交え、区民のニーズに柔軟に対応しながら周知活動を進めていきます。

ウ. 成年後見に関する地域ネットワークづくり

福祉関係機関と専門職団体を対象とした情報交換会を開催します。また関係機関の主催する会議などに積極的に参加し、連携の強化を図ります。

エ. 後見人のサポート

親族後見人が安心して後見業務を遂行できるように、親族後見人勉強会や個別の相談に対応します。親族後見人勉強会は、一般区民も参加できる講座形式と、具体的な質問がしやすい座談会形式で行います。親族後見人に直接、情報提供ができる仕組みづくりを行います。

オ. 成年後見制度申立費用助成・後見等報酬費用助成

成年後見制度が必要な方がスムーズに利用できるように、親族・本人申立てによる成年後見制度利用に関して、申立経費助成および後見等報酬費用助成を行います。

カ. 成年後見制度利用促進に向けた体制整備の検討

成年後見制度利用促進に向けた体制整備について、専門職団体と協力し、区と検討します。

(10) 法人後見・法人後見監督事業（中野区補助事業）

被後見人の財産管理・身上監護を適正に行うとともに、尊厳ある生活が送れるように後見・後見監督業務を行います。市民後見人養成のための基礎講習を実施し、新たな市民後見人候補者の養成を行います。

また、後見監督人として後見業務を定期的に監督することで、市民後見人が安心して業務に取り組めるようサポートを行います。

<参考>年度末時点の受任件数（法人後見、法人後見監督）、後見活動メンバー人数

| 年度 | 法人後見（件） | 法人後見監督（件） | 後見活動メンバー（人） （市民後見人候補者） |
|---------------|---------|-----------|---------------------------|
| 2018 | 0 | 7 | 19 |
| 2019 （見込み） | 0 | 8 | 23 |
| 2020（計画） | 0 | 12 | 28 |

(11) 歳末たすけあい運動 ～地域活動いきいき募金～

共同募金の一環として、町会・自治会、民生児童委員協議会の協力を得て実施しています。町会・自治会の事務負担の軽減を図るため、募金事務の効率化を進めていきます。今年度も引き続き、配分金を助成金として活用している区内の福祉施設やボランティアグループ等と呼びかけ、街頭募金や募金期間での周知・PRの協力を呼びかけ、区内全体での運動の活性化を進めていきます。配分金は、地域福祉活動の推進を目的に、地域で様々な活動を行っている団体

へ配分していきます。地域活動いきいき募金として、地域活動の活性化等につながるよう配分推せん委員会で検討し、歳末たすけあい運動の募金の配分や赤い羽根共同募金の配分を広く区民に周知するなど、地域の声を反映した配分を行います。

(12) 応急援護資金貸付事業

低所得で、臨時に出費が必要になった場合の貸付と、住所不定者等の就労先への交通費など小額資金の支給を中野区福祉事務所に委託して行います。「なかのくらしサポート」、中野区生活援護課からの紹介による制度の対象にならない方への相談が増えています。3万円以下の貸付は連帯保証人を必須とせず、きめ細やかな償還支援を行うなど柔軟に対応しています。

また、この相談と併せて2016（平成28）年より取組んできた食糧支援について、利用件数は増加し、低所得世帯に対する食費や家計費の負担軽減の応急的な支援として存在感が増しています。

都内で食糧支援を行っているNPO法人セカンドハーベスト・ジャパンは、民間企業の寄付をもとに事業運営しています。中野社協では2020年4月より、この団体と新たな協定を結び低所得世帯の支援を強化し、区民に向けて新たな社会資源としても周知します。

応急援護資金貸付件数の推移

| 年度 | 2018 | 2019（見込） | 2020（計画） |
|------|------|----------|----------|
| 貸付件数 | 9 | 6 | 10 |

食糧支援案内状発行 件数の推移

| 年度 | 2018 | 2019（見込） | 2020（計画） |
|------------|------|----------|----------|
| 貸付件数（延べ件数） | 120 | 100 | 120 |

(13) 中野区ファミリー・サポート事業（中野区受託事業）

1999（平成11）年度から、中野区の委託を受け、相互に援助活動を行うことで、地域の子育て支援を目的に行っています。

利用会員は一般援助活動で約2,000名、特別援助活動の登録も340名を超えています。子育て世帯の多様化・複雑化するニーズに応えるため、協力会員を増やし、関係機関との連携をとりながら、子育てしやすい地域づくりをめざします

また、病児保育や緊急時の預かりなど、働く保護者の臨時的突発的なニーズに安全に対応できるよう、引き続き協力会員の研修を開催し質の確保を行うことで、利用会員が安心して働き続けられるよう支援します。

〈主な取り組み〉

- ◇子どもと一緒に参加できる会員登録講習会を年26回開催します。地域に出向き登録講習会を実施し、協力・両方会員の増加に努めます。
- ◇ホームページの内容の充実やメールマガジンへの掲載、会員募集チラシの配布により事業をPRします。
- ◇安全な活動ができるよう、協力会員に対し研修への参加促進を強化します。特に事故防止や預かり中の子どもの安全対策に関する講習は内容を充実させ実施します。

ファミリー・サポート事業会員数の推移 ※（ ）は特別援助活動の実績。

| 年度 | 2018 | 2019（見込み） | 2020（計画） |
|----------|---------------|---------------|---------------|
| 利用会員（人） | 2,447(391) | 2,300(340) | 2,300(340) |
| 協力会員（人） | 329(103) | 260(89) | 260(90) |
| 両方会員（人） | 152 | 140 | 140 |
| 計 | 2,928(494) | 2,700(429) | 2,700(450) |
| 活動件数（件） | 9,906(561) | 9,600(560) | 9,600(580) |
| 活動時間（時間） | 17,153(2,225) | 17,000(2,300) | 17,500(2,300) |

2. 公益事業

（1）要介護認定調査受託事業（中野区受託事業）

2007（平成19）年に東京都より「指定事務受託法人」の認可を受け、中野区の委託により介護保険要介護認定調査を実施しています。調査件数では中野区全体の7割以上を担い社会福祉協議会の持つ公平性・中立性に基づき区民や関係機関から信頼される認定調査業務に努めています。

調査件数は在宅の介護保険利用者の介護保険認定有効期間の長期化など制度運用の変更により、近年変動が大きくなっています。そのため中野区によれば調査委託件数は、来年度は大幅に減少する見通しです。中野区の要介護認定調査の質の維持向上と運営の継続に取り組みます。

調査件数の推移

| 年度 | 2018 | 2019（見込） | 2020（計画） |
|--------|-------|----------|----------|
| 年間調査件数 | 8,135 | 8,700 | 7,000 |

（2）中野区社会福祉会館の管理運営（中野区指定管理受託事業）

1995（平成7）年中野区社会福祉会館開設以来の本会は中野区より管理業務の委託を受け、2006（平成18）年度よりは指定管理者として管理運営を行っています。

「社会福祉に関する区民の自主的な活動を支援し障害者の福祉向上の図る」という社会福祉会館の目的に鑑み、多くの区民が利用しやすい親しまれる施設として各階の運営者と協力し運営を行います。2021（令和3）年度に実施予定の外壁工事及び4、5、6階のトイレの洋式化工事に向け、中野区と協議を行い、会館利用者に配慮した運営に特に心がけます。

※中野地区配分推せん委員会事務局（東京都共同募金会）

東京都共同募金会が実施する赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動（地域活動いきいき）募金のうち、中野区内に配分される募金（地域配分）の配分計画を協議します。

委員は、町会・自治会、民生児童委員、福祉施設関係者、行政機関、学識経験者等で構成され、中野社協が事務局となり、年2回開催します。中野区内で集められた募金を有効活用するため、中野区の住民の地域福祉ニーズに応じた配分となるよう調整を行います。